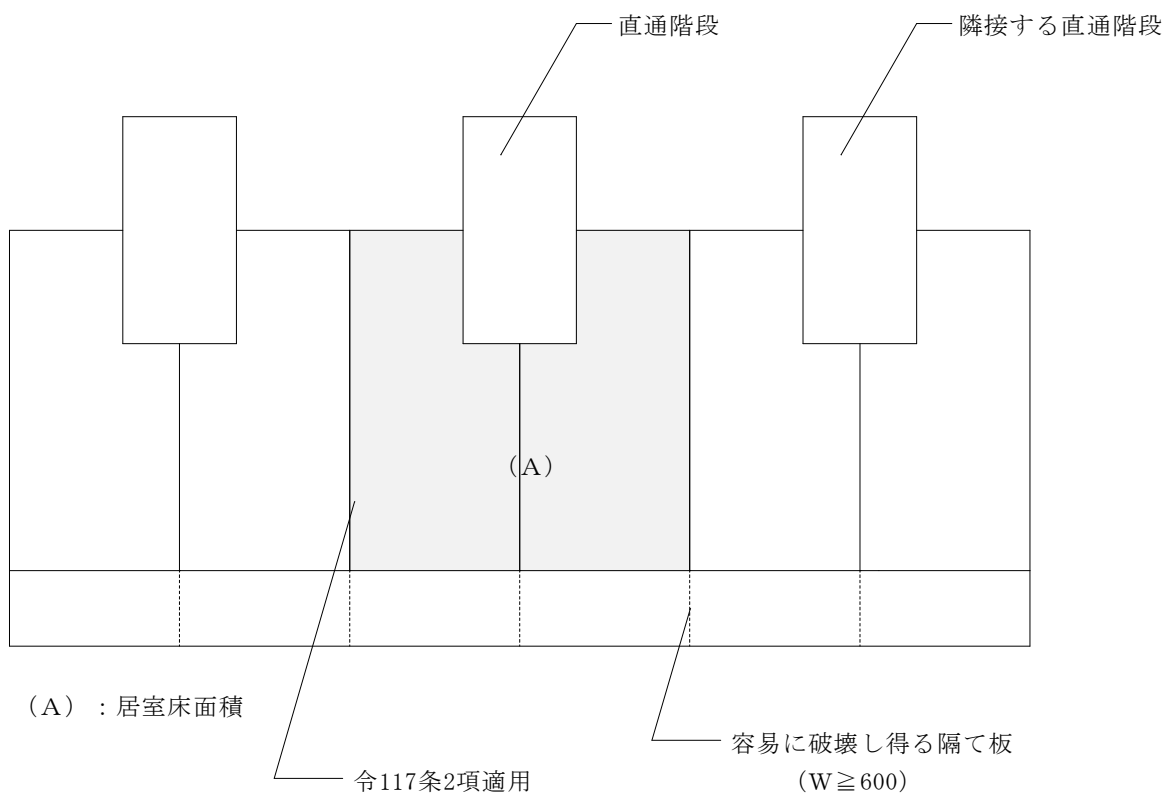


2以上の直通階段を設ける場合

(関係条文)

法35条・令121条1項5号

□ 階段室型共同住宅の2階段の取扱いについて



主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で、1つの住戸から容易に破壊し得る隔て板を設置した避難上有効なバルコニーを経由して、当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下『隣接する直通階段』という）に避難できる場合、当該住戸と隣接する直通階段とは、建築基準法施行令第5章第2節の規定に当たっては、同一建築物内にあるものとみなす。

(A) : 令121条に基づく居室の床面積の合計を超える場合

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01